災害時における移動型電源車に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と北海道電気相互株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における移動型電源車による電気の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害が石狩市内で発生した場合において、乙が甲に行う協力事項について、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第２条　甲は乙に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害が石狩市内で発生した場合（以下「災害時」という。）において緊急の必要があるときは、乙に対し、乙の所有する移動型電源車による電気の供給の協力を要請することができるものとする。

２　前項の規定により甲が乙に対し協力を要請する事項（以下「協力事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 所有する移動型電源車による電気の供給

(2) 所有する移動型電源車の運搬及び設置並びに撤去

(3) 前２号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

（協力の要請等）

第３条　甲は、災害時において前条第２項各号に掲げる協力事項の必要が生じた場合は、乙に対して災害時協力要請書（別記第１号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、その後速やかに災害時協力要請書を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があった場合、可能な限り速やかに協力の可否を甲に連絡するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条第２項各号に掲げる協力事項の要請を受けた場合は、業務に支障のない範囲で可能な限り、優先的かつ速やかに当該要請に応じるよう努めるものとする。

（移動型電源車の設置等）

第５条　移動型電源車の設置場所は、甲及び乙が協議して決定するものとし、当該場所において、甲の指定する職員の確認を受けて設置するものとする。

２　設置場所までの運搬は、乙が行うものとする。

３　乙は、甲の要請に応じて協力事項が完了したときは、速やかに、その旨を災害時協力

提供報告書（別記第２号様式）をもって甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに災害時協力提供報告書を送付するものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条第２項各号に掲げる協力事項に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の価格は、災害時の直近の市場価格を基準とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を災害時緊急連絡体制表（別記第３号様式）にて、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（安全の確保）

第８条　移動型電源車の管理者は、業務依頼を行うに当たっては、現場の状況その他の必要な情報を提供することにより、当該業務依頼を受けて業務に従事する者の安全の確保の配慮するものとする。

（第三者への損害賠償責任）

第９条　乙がこの協定に基づく業務中に、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

２　乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（業務における暴力団排除）

第１０条　乙は、業務に関し、石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年６月27日条例第20号。）第２条に定める暴力団等及び暴力団等が指定した者を使用してはならない。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和　年　月　日までとする。ただし、この協定の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申出がない場合は、この協定の期間満了の日から１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協　議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和８年10月５日

甲　　石狩市花川北６条１丁目３０番地２

石狩市長　　加 藤 龍 幸

乙　　札幌市手稲区前田１０条１１丁目1−１０

北海道電気相互株式会社

代表取締役社長　　高 橋 伸 和

別記第１号様式（第３条関係）

災害時協力要請書

年　　月　　日

北海道電気相互株式会社
代表取締役社長　　様

石狩市長

令和８年　月　日付けで締結した「災害時における移動型電源車に関する協定書」第３条第１項に基づき、次のとおり要請します。

要　請　日　時	年　　月　　日
原因となった災害	
業務の具体的内容	
業務実施期間	
業務実施場所	
その他必要事項	

別記第２号様式（第５条関係）

災害時協力提供報告書

年　　月　　日

石狩市長　様

北海道電気相互株式会社
代表取締役社長

令和８年　月　日付けで締結した「災害時における移動型電源車に関する協定書」第５条第３項に基づき、次の通り提供したことを報告します。

【移動型電源車】

担当者	氏　　名： 電話番号：
移動型電源車の種類・台数	車　　種： 台　　数：
設置場所	
その他記載事項	

別記第３号様式（第７条関係）

年　　月　　日

災害時緊急連絡体制表

甲：石狩市

連絡順位	緊　急　連　絡　先		
①		電話番号	
		E-mail	
②		電話番号	
		E-mail	
③		電話番号	
		E-mail	

乙：北海道電気相互株式会社

連絡順位	緊　急　連　絡　先		
①		電話番号	
		E-mail	
②		電話番号	
		E-mail	
③		電話番号	
		E-mail	